

豊橋市立牛川小学校

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

(最終改定)

令和 7 年 4 月 1 日

いじめ防止基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 1

年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・ 6

いじめ早期発見・対応マニュアル・・・・・・・・・・ 7

いじめ早期発見のためのチェックポイント・・・・・・・・ 8

いじめ早期対応のためのチェックポイント・・・・・・・・ 9

いじめ防止対策のためのチェックポイント・・・・・・・・ 10

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

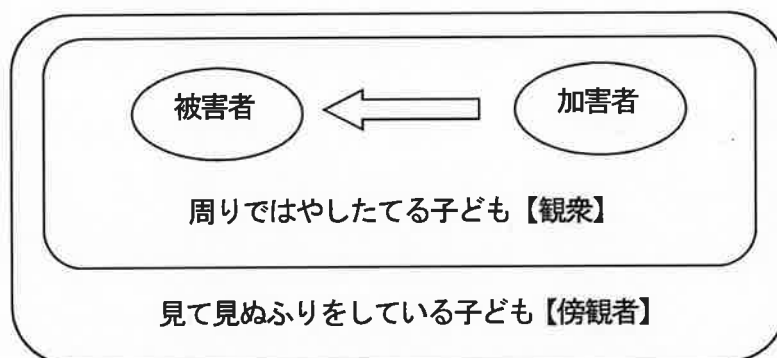
何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(1) いじめについての基本的な認識

① いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義される。本人がいじめられたと感じていれば、たとえ軽微なもの・短期間のものであっても、「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応する。

② いじめの構造



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在

※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやしたてる子どもは積極的に是認する存在、見て見ぬふりをする子どもは暗黙的に支持する存在である。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在であることを忘れてはならない。ただし、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。いじめの加害者が、いつも加害者になるとは限らない。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気を奮っていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかのポイントになる。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢・教師の役割と育てたい児童の力

「いじめをしない・させない・見逃さない」

「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指す

～いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の下に～

① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり

教室に、様々異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、子どもたちがお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるようにはたらきかける。

② 子どもたちの間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係づくり

子どもが学校を居場所と思えるよう、学力だけでなく様々な観点から子どもたちが興味を抱けること、好きになれること、夢中になれることを学校生活の中で提供していく。

③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれる。学級はもちろん、ふれあい班の活動などで友達と助け合いながら、自分が、何ができるか考える場を設定する。

④ 「困った、助けて」と言えるように適切なSOSが出せるように支援する

信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求（SOS）を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す一歩であると理解し、「困った、助けて」と言える雰囲気と、その声をしっかり受け止めることができる体制を築く。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、「校内いじめ防止対策委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、通級担当、国際学級担当、学校医（必要に応じてSC）等で構成する。

（1）生活サポートと生徒指導の連携

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、校内いじめ防止対策委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（2）迅速な対応 「臨時いじめ対応委員会」の活用

生活の様子、子どもたちとの会話などからいじめにつながる事が予見できる場合や、いじめの初期段階で発見できた場合、大きくなる前に解消するためには迅速に対応することが必要である。その場合、「校内いじめ対策委員会」のメンバーを招集すると対応が遅くなる恐れがある。そこで、このような場合、校長の指示により、「校内いじめ防止対策委員会」のメンバーのうち校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任と、該当学年主任・担任で、迅速に対応策の検討を行う「臨時いじめ対応委員会」を開く。それにより、初期対応の遅れといじめの重大化を防ぐ。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市策定の「豊橋市いじめ防止基本方針」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（1）いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童どうしのかかわりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。さらに、道徳科や学級活動等において、いじめの「傍観者」が「相談者」や「仲裁者」に転換するように促す取り組みを行う。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、日頃から児童が相談しやすい環境を整える。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 生活アンケート（毎月）とその後のヒアリングや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 教職員どうしの情報共有も密にすることで、様々な視点で子どもたちを捉え、小さな変化を見逃さないようにする。
- ④ 相談室を整備し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。事実関係や今後の方針についての情報を共有する。
- ②-1 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ②-2 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ア 被害児童の理解と心のケア（対応の第一歩）
 - イ 被害児童ニーズの確認（対応の第二歩）
 - ウ 加害児童と被害児童の関係修復（対応の第三歩）
 - エ いじめの解消（対応の第四歩）
- ③ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ④ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるとき（インターネット、SNS 上での事案を含む）は、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえたうえで、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

(1) いじめ重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
 - ア 児童がいじめ自殺を企画した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 金品等に重大な被害を被った場合
 - オ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) いじめ重大事態の基本的な対応

- ① 教職員の対応が当該児童に刺激を与えることがないように留意し、迅速に目立たず対応する。

- ② 速やかに教育委員会に報告をし、別紙【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
 - ③ 被害者児童及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
 - ④ 加害者児童及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
- (3) 重大事態調査の実施

学校または教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者であることに留意する。調査にあたっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(4) 重大事態調査の説明・報告

学校または教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・保護者に対して説明をする。いじめを行った児童・保護者に対しても説明をする。

(5) いじめ重大事態調査完了後の対応

- ① 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。
- ② いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談を受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。
- ③ 落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDC Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、校内いじめ防止対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

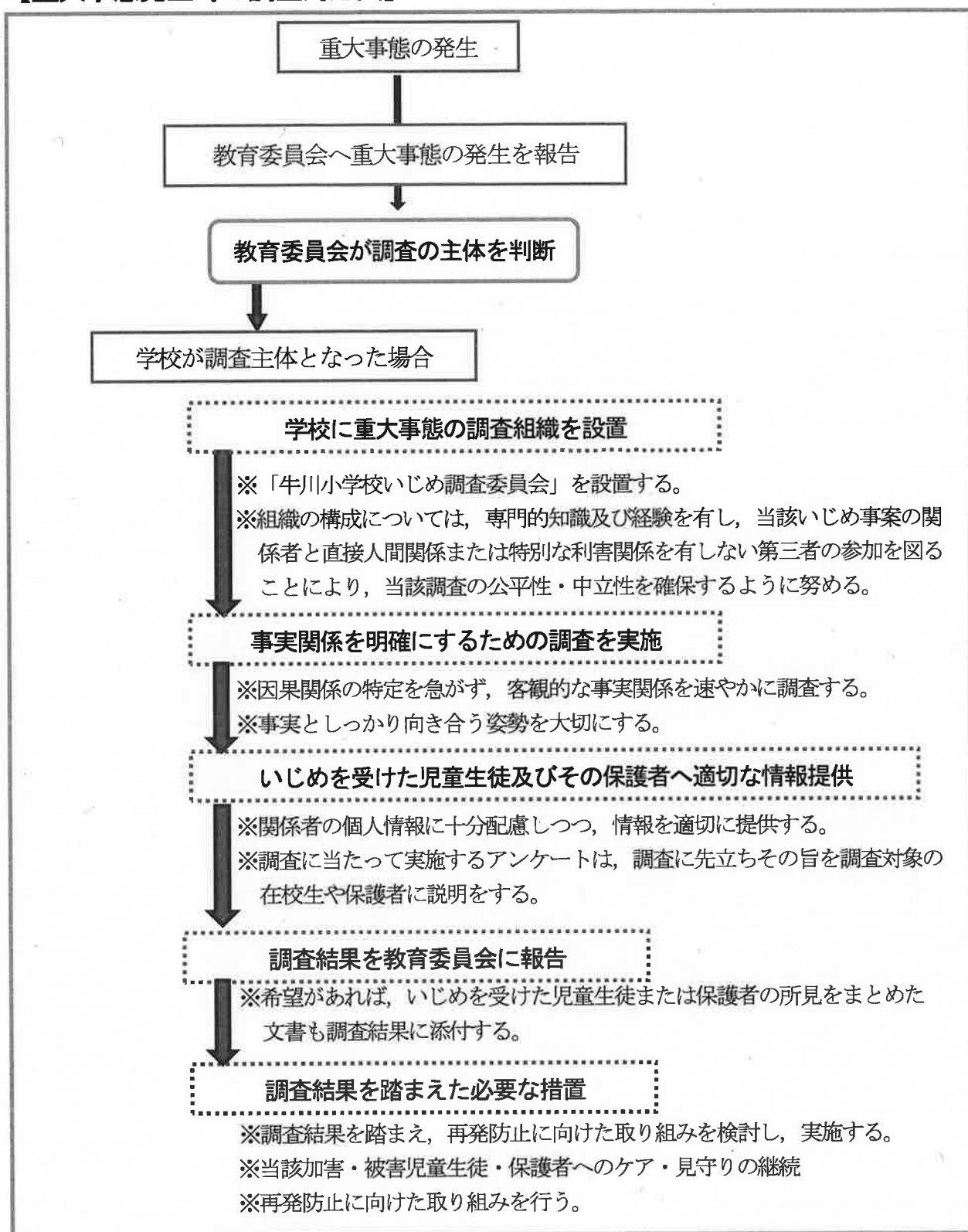
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

7 資料

- 資料1 いじめ防止年間指導計画
- 資料2 いじめ早期発見・対応マニュアル
- 資料3 いじめ早期発見のためのチェックポイント
- 資料4 いじめ早期対応のためのチェックポイント
- 資料5 いじめ防止対策のためのチェックポイント

【重大事態発生時の調査対応図】



いじめ防止年間指導計画

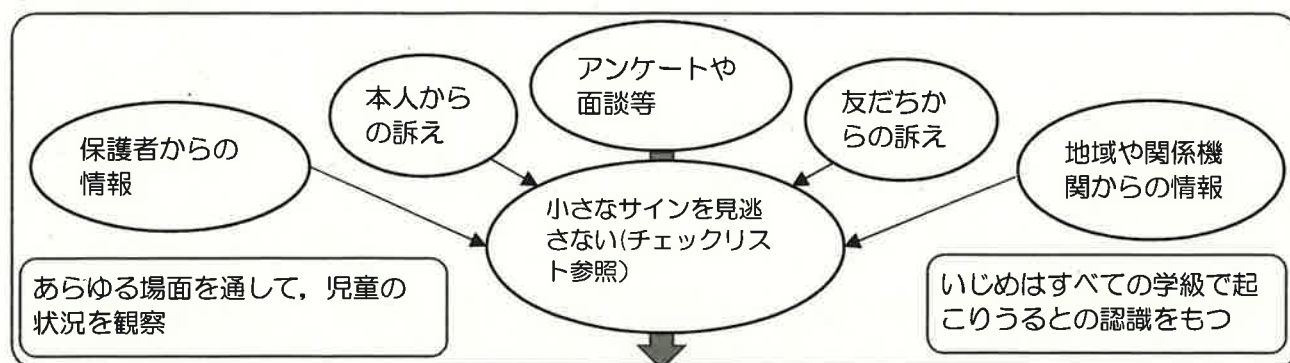
豊橋市立牛川小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
会議・研修等	・校内いじめ防止対策委員会の立ち上げ ・入学式・始業式で周知 ・相談窓口等の周知 ・校内研修(1) ・生活サポート全体会(毎月・臨時に開催)	・小中情報交換会	・校内研修(2)					・校内研修(3)		・学校いじめ防止基本方針等の見直し ・小中情報交換会 ・学校評価						
未然防止	学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証															
	学級づくり・人間関係づくり・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践															
	縦割班活動、青少年赤十字に関わる各種活動など、1年を通して行う活動															
早期発見	・授業参観 道徳授業公開 ・学校のちの日の取り組み ・校内あいさつ運動	・授業参観 道徳授業公開 ・学校のちの日の取り組み ・校内あいさつ運動	・懇談会による 啓発活動	・懇談会による 啓発活動	・校区あいさつ運動	・校内あいさつ運動	・校内あいさつ運動	・校内あいさつ運動	・校内あいさつ運動	・生活アンケート ⑤	・生活アンケート ⑥	・生活アンケート ⑦	・生活アンケート ⑧	・生活アンケート ⑨	・生活アンケート ⑩	・生活アンケート ⑪
日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換																
早期発見	・生活アンケート ①	・生活アンケート ②	・QU検査6年生 ・生活アンケート ③	・生活アンケート ④	・生活アンケート ⑤	・生活アンケート ⑥	・生活アンケート ⑦	・生活アンケート ⑧	・生活アンケート ⑨	・生活アンケート ⑩	・生活アンケート ⑪	・生活アンケート ⑫	・面談①	・面談②	・面談③	・面談④

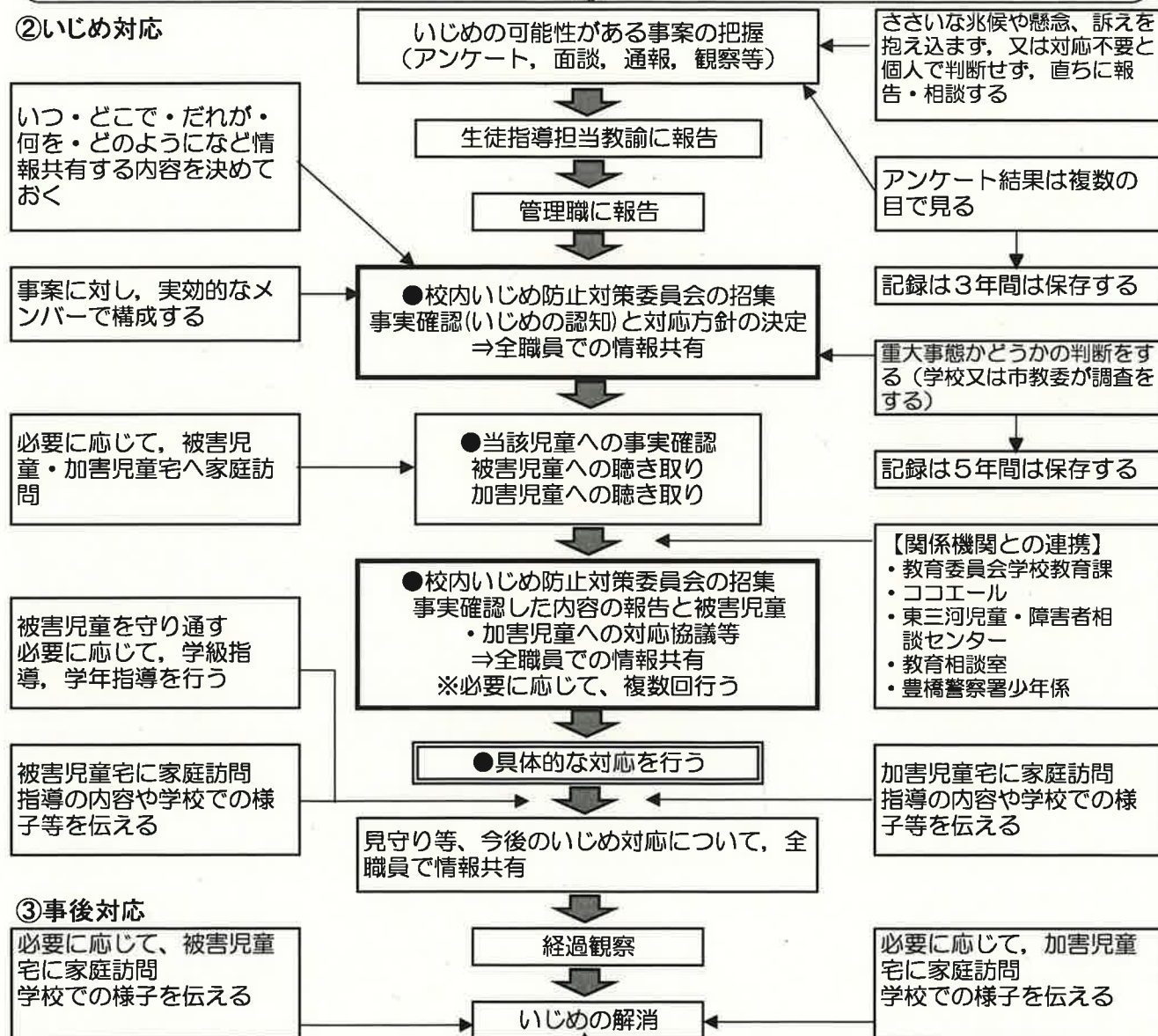
いじめ早期発見・対応マニュアル

豊橋市立牛川小学校

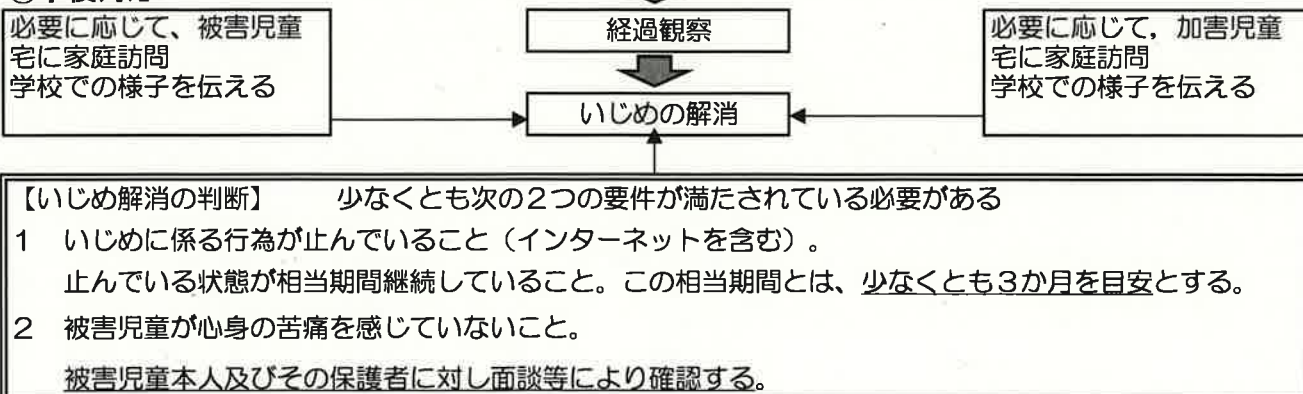
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



いじめ早期発見のためのチェックポイント

豊橋市立牛川小学校

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ☐ ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- ☐ 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ ささいなことで冷やかすグループがある
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|--|
| ☐ あいさつに対してはっきり反応しない | ☐ あいさつをされない |
| ☐ 登校時間が遅くなっている | ☐ 遅刻・欠席が増えている |
| ☐ 早退や一人で下校することが増えている | ☐ 表情が暗く、うつむきがちになる |
| ☐ 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする | |
| ☐ 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている | |
| ☐ 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|--|
| ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる | ☐ 学習意欲が低下し、忘れ物が多い |
| ☐ プリントが配布されない | ☐ 班編成をしたとき、孤立する |
| ☐ 学習用具がなくなる | ☐ 発言すると、周囲がざわつく |
| ☐ 教職員の近くにいたがる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる | |
| ☐ 意味もなく廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする | |

●給食・清掃の時間

- | | |
|--|---|
| ☐ その子が配膳すると、嫌がる素振りをする | ☐ 会食するとき、机と机の間に隙間がある |
| ☐ 食べ物にいたずらをされる | ☐ 会食中に周囲の会話に入ろうとしない |
| ☐ 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする | ☐ 一人で掃除や後片付けをしている |
| ☐ その子の机やいすを運ぼうとしない | ☐ みんなが嫌がる仕事をいつもしている |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスをかかえている | ☐ 悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直の受け取れない |
| ☐ グループで行動し他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに威嚇する表情をする |

いじめ早期対応のためのチェックポイント

豊橋市立牛川小学校

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- ☐ 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ☐ ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- ☐ アンケートを年間計画に位置づけ、定期的の実施している
- ☐ アンケートは、欠席者や不登校児童などに対しても、もれなく実施している
- ☐ アンケートの結果は、複数の目で確認している
- ☐ 記入後のアンケート用紙を保存している（5年間）
- ☐ 個人面談の機会をもっている
- ☐ 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- ☐ アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- ☐ アンケートや個人面談の結果が集約され、校内いじめ防止対策委員会に報告している
- ☐ 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- ☐ いじめ対応の窓口は、校内いじめ防止対策委員会であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- ☐ いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- ☐ 被害児童を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- ☐ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- ☐ 記録をきちんと残している
 ※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童・保護者に説明の上行う
 （いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）
- ☐ 記録の引継ぎがきちんと行われている

いじめ防止対策のためのチェックポイント

豊橋市立牛川小学校

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと**●教職員に対して**

- ☐ 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- ☐ 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童・保護者、関係機関等に説明している。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- ☐ いじめの相談窓口であることを周知している
- ☐ いじめの認知が「0」の場合、児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- ☐ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的にしている
- ☐ 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- ☐ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- ☐ アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている